

平成 30 年 4 月 14 日
午前 10 時～12 時

第 5 回 防犯カメラ設置検討委員会

1. 倉島委員長長挨拶

2. 議題

(1) 提案書案に対する意見集約

~~(2) 防犯カメラに関し自治会活動の経過説明~~

3. その他

*次回、検討委員会開催予定・・・30 年 5 月 12 日（土） 午前 10 時より

防犯カメラ設置検討委員会

第四回 議事録

防犯・交通委員会作成

日 時：平成 30 年 3 月 10 日（土）10：00～12：00

場 所：西集会所

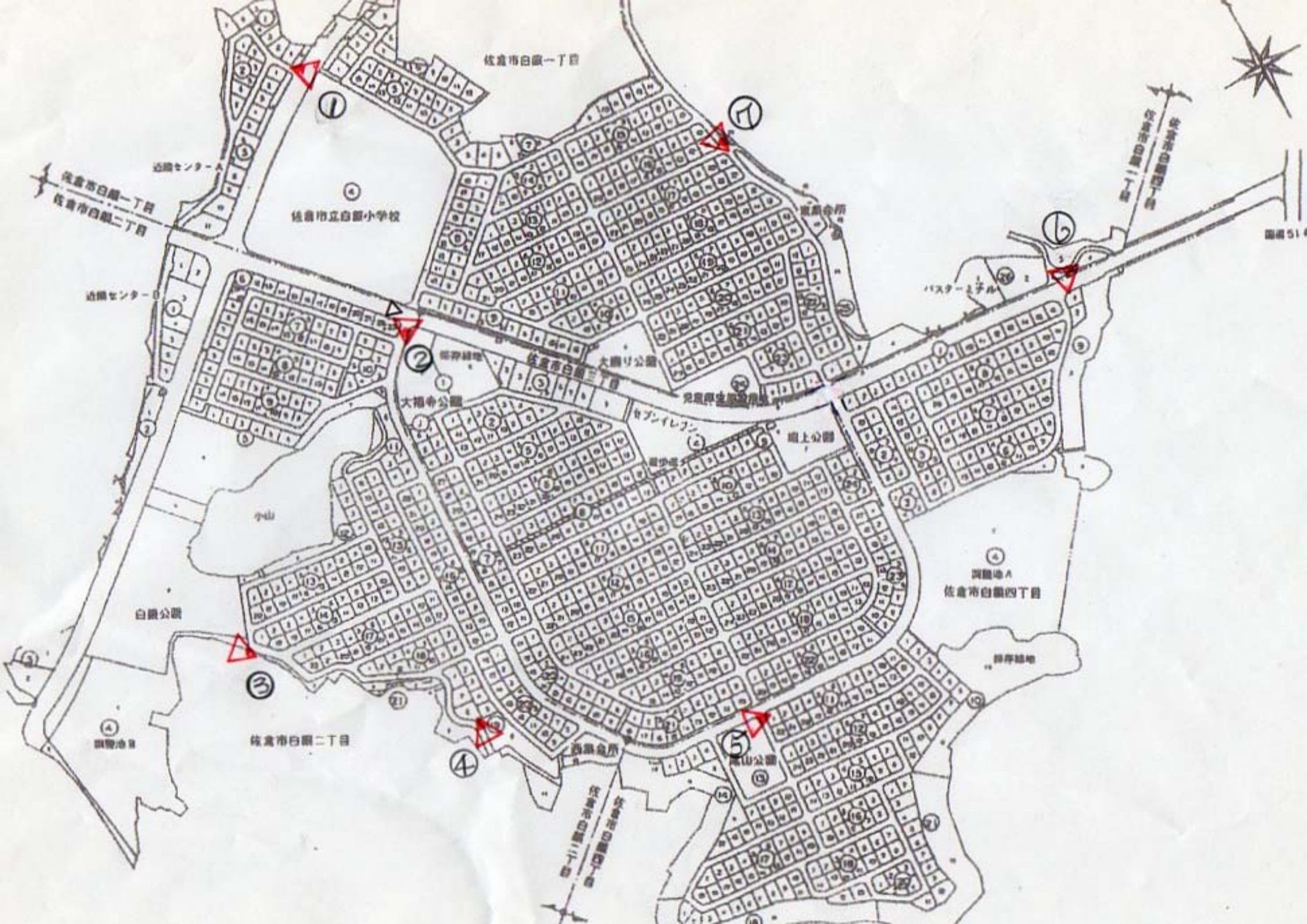
主席者：荒木自治会長、川嶋防犯・交通副委員長、倉島陽委員長、大谷洋機委員、久木孝之委員、須賀委員、岡本重雄委員、森岡博隆委員、稲垣光世委員、許進一委員、佐藤正義委員、押木幸也委員

討議内容

1. 荒木自治会長
2. 倉島委員長挨拶
3. J F E 東日本社より同社のシステム紹介
230 万画素、SD カート使用、無線ラン方式
佐倉市江原台自治会で採用され設置している。また、茂原市でも設置予定。
4. カメラの設置効果
犯罪やトラブルの抑止。
5. 設置場所
目的は人と車を対象とする。
○設置カ所（別紙、地図）
 - ①消防署の緑地
 - ②大福寺公園
 - ③白銀公園入口
 - ④西集会所の上（白銀 2 丁目 19 番付近の道路）
 - ⑤尾山公園
 - ⑥ホンダ自動車付近
 - ⑦東集会所以上、主な住宅地域への進入路の 7 カ所を選定した。

その他

次回、委員会開催予定：平成 30 年 4 月 14 日（土）午前 10 時～（西集会所）



平成 30 年 4 月 14 日

提案書（案）

防犯カメラ設置検討委員会

1. 提案理由

平成 29 年 10 月 28 日のアンケート実施の結果 77% の賛成があり、当防犯カメラ設置検討委員会発足して委員により 5 回の検討結果、本提案を自治会長へ提出し防犯カメラの設置により安心安全を確保し住みよい町にする。

また事件事故発生時犯罪捜査へ情報提供により協力すること。

2. 計画

規模：防犯カメラ設置台数（別紙図面の候補地を 7 カ所に限定する）

犯罪抑止上効果のありそうな出入り口を検討委員会で検討した。

費用：300 万～610 万（見積比較表参照） 7 台分で再計算

予算処置（案）： 1・自治会保有の資金を活用する。（共用施設特別会計 980 万円の中から）

3. 行程

平成 30 年 8 月 防犯カメラ設置検討委員会提案による自治会実施のアンケートを実施。

賛成多数の場合は、平成 30 年 10 月末までに市役所と事前協議を行う。

4. 関連法規

- ・佐倉市条例第 29 号

佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例および施行規則

5. アンケート実施のための参考事項

- ・プライバシー保護と監視：

佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準による

- ・運営方法、下記責任者を決める

管理責任者：自治会長 または 副会長

取扱責任者：統括管理人、防犯交通委員長

- ・維持管理費：電気料金毎月数千円（確認中）

SD カード劣化交換（2 年）、カメラ交換（5～10 年）

6. 添付資料

- ・見積比較表（7 台分）
- ・防犯カメラ設置の候補地図面
- ・佐倉市条例 29 号
- ・佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準

以上

提案書に対するコメント

1. 提案理由

- ・「本提案を・・・安心安全を確保し」とあるが、設置目的がこれだけでは説明不足であるので、防犯カメラの設置が安心安全にどのようにつながるのか述べる必要があるのではないですか。
- ・犯罪抑止効果だけで無く、他の効果も（行方不明の子供や高齢者、不審者、交通事故など）具体的に書いた方が良いのでは無いですか。このような効果が見込めるということ（賛成意見）、このような場合は効果が少ない（否定的意見）など。
- ・市の条例により、カメラ近傍に表示板設置の義務があるので、計画的な犯罪には効果がないのではないかと。無計画や突発的な犯罪の抑止効果だけなのか、もっと検討するべきではないですか。
- ・バスや徒歩で侵入する犯罪者は、カメラに写らない可能性が高いのではないですか。

2. 計画

- ・カメラ7台の設置場所を指定し、その現場写真がほしい。
- ・設置場所の選定理由を、「効果のありそうな出入り口」だけでなく、もっと詳しく書く必要がある（ここに設置すると、人と車の出入りをチェックできる、等）。
- ・コスト面から、設置場所のポールに、現在の街灯が使えるところは無いのでしょうか(風で揺れやすくなるなどの弊害もあるかもしれないので要検討)。
- ・設置する防犯カメラの要求仕様は何か？ 撮影範囲や解像度、1秒間のコマ数、赤外線機能は街灯の近くだと不必要等、設置場所によって異なる可能性があります。例えば、撮影範囲は大福寺公園前の交差点は広範囲の映像が必要だが、白銀公園入り口は割と狭くて良いのではないのでしょうか（P.3）。
- ・予算が280万～610万では、差が大きすぎて住民は判断に困るのではないですか。
- ・予算措置、共用施設特別会計980万円の中から出すことの意味を書く。どのような主旨で持っているお金かということを知らせる必要がある。
- ・カメラ設置の実施には、見積仕様の作成（どの業者が安く確実な施工ができるのか比較が必要：設置場所を具体的に指定、申請作業はどれを業者に依頼でき、支援して貰えるのか）・発注が必要だが、それは誰がやるのですか。自治会ですか？

3. 行程

- ・事前協議は他にもあり（警察、近隣住人、土地所有者、電力会社）、誰が協議をやるのですか。自治会？
- ・賛否の判断はアンケート回答者の1/2でよいのか。カメラ設置費用は高額なので、3/5、2/3というのもあり得る。

4. 関連法規

- ・市の条例の要点（義務・申請内容）を書けば、添付資料とする必要はなく、参考として条例が掲載されているURLを書いておけばよい。「・・・条例施工規則」についても必要。

5. アンケート実施のための参考事項

- ・プライバシー保護と監視：「佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準による」とあるが、作成済み？ 済ではないのなら作成は「設置決決定」となった後でよいのではないかと。
- ・提案書が自治会で受け入れられ、アンケートの結果もGOとなった場合、「防犯カメラ設置に向けての作業」をまとめておく必要がある。誰がやるのかが問題。

◎カメラ設置工事の見積仕様書・見積比較・発注・検収

◎市への申請書作成

◎上記の基準作成、

- ◎関係各所との話し合い（東電への申請は業者にやってもらえるが、他の申請等は自治会側の仕事）
- ・「カメラ設置後の運用・維持管理」についてまとめておく必要がある。
 - ◎運用方法：取扱責任者：統括管理人は何をやればよいのですか。実際にやるだけの時間的余裕がありますか（現在、自治会では統括管理人2人と管理人2人を雇用しているが、これはそれだけの仕事があるからではないですか）。
 - ◎運用方法：警察がやるのは重要犯罪の時だけ、比較的軽微な犯罪の場合に映像チェックするのか（どうするか「佐倉白銀・・・設置および運用に関する基準」に書く必要があると思う）。チェックする場合、一般住民では人や車の映像から犯人を見分けるのは難しいが、そんなことができる人はいますか。
 - ◎運用方法：犯罪だけでなく、高齢者・子供が行方不明、不審者の特定などにもカメラの映像を利用することはあると思われるが、誰が映像をチェックしますか（7台のカメラの数日分のチェックが必要な場合もある）。
 - ◎維持管理：カメラの点検（頻度・作業内容）、点検チェックシート作成）は、誰がやるのですか。業者委託なら、費用発生。
 - ◎維持管理：故障かなと言う時の対応（維持管理を業者委託なら不要）。
 - ◎維持管理：次回のカメラ更新に対する予算も必要だが、値上げ？

【個人的感想】

- ・住民の方々は、提案書が説明不足でよく分からないと思ったら、何百万円も費用が必要なことから「反対」という判断になる可能性が高くなるのではと思います。
- ・自治会や統括管理人の仕事量が多いと、業務の省力化に反するとの理由で自治会（防犯交通委員会）に拒否される可能性があります。もし、防犯カメラ運営に関して、当該年度の自治会が受け入れたとしても、その業務は後年の班長にも負担となるものである。ほんとうに自治会の業務として受け入れて良いかを考えるべきである。
- ・それに、自治会（防犯交通委員会）に仕事を押し付けても、うまくゆかないのではないか。例えば、行方不明者や犯罪に対応するため、できるかどうかはとにかく急いでカメラの映像をチェックする必要があるといっても、すぐ対応できるとは限らない。自分の仕事や用事で今はできないと言われたらどうすればよいのだろうか。ちゃんとした運用体制を確立できなければ、カメラ映像だけを撮っても有効活用ができないことになる。
- ・数年後、大きなテロなどが発生した場合など、国・市・警察などが防犯カメラ設置に向けて全国への普及に動き出す可能性がある。（中国では、現在でも1.7億台を国が設置、今後3年間で4億台になるとのこと。AI機能のカメラも2000万台設置済み。日本とは国柄の違いがあるので、単純には比較できないが・・・）。

Google Map より



大福寺公園の交差点（小学校前の道路からコンビニ方向を観察）



大福寺公園の交差点（3丁目道路から小学校方向を観察）



白銀公園入口（住宅側道路から公園に入る場所）

見積比較表(参考)

2018/3/10

A社				B社				C社				D社			
	単価				単価				単価				単価		
カメラ(SSOR-01)	509,260	7	3,564,820	SDカード内臓カメラ (YFC0630)	275,000	7	1,925,000	街頭防犯カメラ (GR-N720AS)	600,000	7	4,200,000	フルハイビジョン カードレコーダー (KER-300BII)	220,000	7	1,540,000
取付用固定用具費	60,710	7	424,970	ポール取付金具	15,000	7	105,000	ポール取付金具	23,000	7	161,000	ACアダプター資材	130,500	7	913,500
建柱工事費	132,500	7	927,500	屋外用耐熱対策制御盤	26,000	7	182,000	機器取付費	266,650	7	1,866,550	建柱資材	58,950	7	412,650
アタッチメント	10,000	7	70,000	盤用パーツ	13,500	7	94,500					建柱工事	23,600	7	165,200
取付・配線工事費	62,500	7	437,500	Rooster RX210	100,000	7	700,000					電気工事・申請費	46,560	7	325,920
電気工事・申請費	67,500	7	472,500	アダプター	10,000	7	70,000					諸経費	47,340	7	331,380
				LTE外部アンテナ	27,500	7	192,500								
				工事費/運送設置費	484,429	7	3,391,003								
値引			-12,350	値引	-80,000	7	-560,000	値引	-1,348,248	1	-1,348,248	値引			-654,750
見積金額			5,884,940	値引			6,100,003	見積金額			4,879,302	見積金額			3,033,900
特徴: 地域事情に詳しい				特徴: 工事費が割高				特徴: 電気工事を含まない				特徴: 実施予定、占用申請代行有り			
評価 △				×				○				◎			

見積額 19,898,145

平均 4,974,536

* 見積書の工事費などは単価に直して比較表とした。

* このほか消費税が加算される。

* 補助金申請によりカメラ1台につき半額の最大20万円補助される。。

佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成28年佐倉市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、佐倉白銀ニュータウン自治会（以下自治会という。）が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条 自治会が設置する防犯カメラの設置目的は、佐倉白銀における犯罪を防止するものとする。

（設置運用基準の遵守）

第3条 自治会は、取り扱う映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のため、この基準を遵守しなければならない。

（設置の場所等）

第4条 自治会は、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮するものとする。

2 防犯カメラの設置年月日及び設置台数は、別表のとおりとする。

3 設置の場所及び撮影の範囲は、別表及び別紙図面のとおりとする。

（設置の表示）

第5条 自治会は、設置した防犯カメラについて、市民等が認識しやすい場所に防犯カメラを設置している旨並びに自治会の名称及び連絡先を表示しなければならない。

（防犯カメラ管理責任者等）

第6条 自治会は、防犯カメラ及び映像データの取扱いを適正に行うため、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は、別表のとおりとする。

3 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者を指定しなければならない。

4 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得たときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合において、防犯カメラ又は映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に遅滞なく報告しなければならない。

ならない。

(防犯カメラ等の取扱いの委託等)

第7条 防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合において、自治会は、防犯カメラ及び映像データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項前段に規定するものは、防犯カメラ管理責任者の選任及び防犯カメラ取扱担当者の指定を行い、自治会に報告をするものとする。その者を変更したときも、同様とする。

(映像データの保存期間並びに保存及び廃棄の方法)

第8条 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 映像データは、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者が見通すことのできない安全で管理が可能な場所で行うこと。

(2) 映像データは、撮影時の状態で保管すること。

(3) 映像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えいを防ぐための安全対策の措置を講ずること。

(4) 映像データの記録媒体の保存に際しては、施錠設備のある強固な金属ボックス等に収納する等盗難の防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 映像データの保存期間は、録画した日の翌日から起算して30日以内とすること。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(6) 保存期間を経過した映像データ及び防犯カメラを取りやめる場合の映像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、再生ができないよう適切に処理すること。

(7) 映像データを提供した場合において、記録媒体の返却があったときは、記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、記録媒体から映像データの記録を完全に消去すること。

(映像データの利用及び提供の制限)

第9条 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、次に掲げる場合を除き、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認め

られるとき。

2 映像データの閲覧及び提供に当たっては、提供を受ける者の機関等からの文書での依頼並びに本人確認ができるものを求める等身元の確認を行うとともに、提供を受ける者の機関等の名称、提供対象となる映像データの日時等を記録しておくものとする。この場合において、記録した文書等については、閲覧を行った日又は提供した記録媒体の返却があった日から1年間保存するものとする。

3 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、前項の規定により映像データを提供しようとするときは、相手方に対し次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

(1) 映像データを適正に管理すること。

(2) 映像データを目的以外の用途に利用しないこと。

(3) 映像データを第三者へ無断で提供しないこと。

(4) 映像データが必要でなくなったときは、速やかに自治会に記録媒体の返却をすること。

(5) 映像データを無断で複写しないこと。

(守秘義務)

第10条 防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ取扱担当者並びに防犯カメラ及び映像データを取り扱った者は、防犯カメラの運用により知り得た情報を漏らしてはならない。

(苦情の対応)

第11条 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し市民等から苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理するよう努めるものとする。

2 苦情の申出を受けたときは、その内容及び対応を記録するものとする。この場合において、記録した文書については、対応が完了した日から1年間保存するものとする。

附 則

この基準は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。